

2023.5 No.69

中国税政連

特別企画

衆議院議長
に聞く
細田博之



中国税理士政治連盟

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377

E-mail: zeiseiren@chuzei.or.jp

衆議院山口県第2選挙区補欠選挙 (令和5年4月23日執行)の結果について

標題の選挙に際し、本連盟は健康上の理由により議員辞職された岸 信夫議員（内閣総理大臣補佐官）の長男である 岸 信千世氏（31歳／自由民主党公認）を、地元山口県税政連の依頼を受け推薦候補者として決定。日税政とともに支援した結果、見事当選されました。

岸 信千世（きし のぶちよ） 議員

略歴：慶応義塾大学商学部卒業、テレビ局記者、岸信夫元衆議院議員秘書

所属：自由民主党

今後のご活躍を祈念申し上げます。

中国税理士政治連盟

中国税政連 No.69 目次

特別企画 細田博之衆議院議長へのインタビュー	3
議長公邸取材追記	9
小林史明後援会総会と国政報告会	10
確定申告期における無料相談会場視察	11
令和5年度与党税制改正大綱等に取り上げられた建議項目等	12

細田博之衆議院議長に聞く



中国税政連広報委員会は、櫻内義雄氏（島根県）以来三十年ぶりにこのたび中国地方から衆議院議長に選出された細田博之議員（島根県第一区）へのインタビューを申入れ、後援会の尽力により幸いにも取材機会を得ることができた。

折しも、通常国会会期中で様々な重要案件が控える令和五年三月十七日（金）の午前、議長公邸に重近会長、井上幹事長そして矢尾井後援会長が招かれ、岡本広報委員長の進行により、議長の職務をはじめ法案の成立の過程、変容する社会に対する法律のあり方、そしてDX化の進む中での税理士への期待についてお聞きした。

——インタビューの岡本です。中国税理士政治連盟の広報委員長です。本日はよろしくお願ひします。一年四か月前に、細田先生は衆議院議長になりましたが、議長という役職上、自民党税調のメンバーから外れるとお聞きしました。やはり、独立性を保持するという観点から税調をはじめ様々な党内活動への制限があるんですか。

——分かりました。

〈細田〉 法案が出て税制が決まり、予算案が決まってゆくのを客観的に見守る立場です。国会にかかっている様子を見ながら、いろいろな問題点もわかる。日本国の国際競争力もいろいろ問題があるし、子育て、少子化、人口が減っていくという問題もあるし、安全保障の問題、それをむしろ私は今、客観的に見る立場にある。あまり短期的視野で物を考えては、日本国は、まだまだ危ないぞと思います。これからだって、どういう災害が起こるか分からないしね。そういう意味では多少、安全サイドを見ながら、その対応をしなきゃいけないと思っていますね。

この一年間は税調のインナーから外れて客観的に判断できる面もある。税調の会議も若い人がたくさん出て、いろいろな議論をしており、今日は所得税、今日は法人税、今日は、その中の租税特別措置とか森林環境税とか、そういう議論を積み上げてきた。それは非常に立派なことなだけけれど、過去の流れにあまりこだわったり、制約を受けて微調整だけで対応するのも考え直す時期が来たなと、そういう実感がありますね。私も自民党で長いこと税調副会長もやり、総務会長とか幹事長とか、いろいろやってきましたからね。

——議長の役割と責任についてお聞かせください。

〈細田〉議長は、いわば各党の調整を俯瞰^{ふかん}して見ているわけです。議長としては、期限どおりに税制の案が十二月に決まり、予算案が十二月の末に決まり、一月に国会が始まって予算案が提出され、税制改正の法律が出てきて、それが二月の末までに衆議院を通過して、三月までは参議院で審議をして、成立して円滑に施行される、それを見守っていくのが議長の大きな責務です。

だから、それは去年も今年も大



体は与野党が協力して円滑に行われている、それは喜ばしいと思っ
ている。それこそ予算案や法案が
採めたり、過去のように三月末に
税制改正法案が通らなかつたり、
そんなことがあると大変ですか
ら。そういう権限というか、各委
員会、予算委員会とか議院運営委
員会の調整を見守っている。こう
いう立場です。

——分かりました。ところで、国会は国の立法を司る中枢機関ですが、議長を支えるうえで、どれくらいの国会スタッフがいらっしゃるんですか。

〈細田〉国会には職員がたくさんいて、衛視も含めて三千人ぐらいいます。何故こんなに多くのスタッフがいるかというと、フォローしている委員会があります。

予算委員会の事務局があり、そして財務金融委員会とか、地方税担当の総務委員会、様々な委員会にそれぞれ担当するスタッフがいます。それぞれの委員会で法案を整理し審議をして、予定を作り、討議、質問をし、大臣に対する質問をします。重要な法案は本会議で質問して、その質疑が終わると

委員会、本会議で重要法案を最初に議論して、それから、それを委員会に分けて、各委員会が可決をすると、それがまた本会議に上がってくるという。だから、法案の成立にはものすごく時間をかけているんです。

——衆議院で約千七百人、参議院もスタッフがいらっしゃるんですか。

〈細田〉そう。参議院は別に約千二百人。両方で三千人ぐらいです。

——法案審議における留意点を教えていただけないでしょうか。

〈細田〉基本的には与党が過半数であるときは与党の意見が通りがちで、ただやはり法案の中身によっては野党の意見を採用するという場合もあるんですね。そこは国会対策委員会、各党の間で協議して、これはおかしいんじゃないかと、法案のここをこう直せというのについて合意ができると、修正した上で委員会を通る。それが本会議に上がってくる



というわけです。与野党が伯仲のときは、そういった中で議長は仲介の労を執ることもあったんだけど、最近は与野党の協議と野党の協議、与野党間の協議を見守って、大体は調整して成立する。与野党が修正に応じて可決するということはあります。

それから、もう一つは委員会です。それから、もう一つは委員会です。附帯決議をする方法があります。

この法案は通すけれども、こういう問題がある、これをもっと検討すべきだと、これはこういう問題があるから、これで検討するべきだという、附帯決議を付することがあります。それは本会議でも附帯決議が付されておりますよと言及されて、記録として残る。附帯決議があると、次の国会の質問でも、まだやっていないじゃないかと、そういうようなこともあるわけですね。

また、今まだ先に進んでないけれど、皇室の在り方で、女系天皇を認めるべきであるというような、女性天皇を認めるべきであるという世論もある。それに対して、国の伝統として『皇室典範』は男子とすると書いてある。それを検討しなければいけないのではないかということ、二年ほど前にまず政府が始まって、その後の報告を受け、衆議院も参議院も議長が各党に検討するよう依頼しているところなんです。

今、男性が今の天皇陛下と皇嗣殿下と、悠仁親王殿下がおられる。これだけで、あと誰一人、男性がおられない中で、二十二世紀

に向けて、皇室がどうあるべきかというような議論があつて、これも今、衆議院と参議院に課せられた大きな責務でありますね。——まだ時間がかかりそうですね。

〈細田〉 まだ今は各党の意見を聞く段階です。——それに付随してなんですけれど、先生のホームページを見て、衆議院のここに「近年では、政府の多岐にわたる施策のチェックを行う国政調査権」というのがありますね。



〈細田〉 いろいろ報告書も作っているんですけど。(調査書を見せながら) 国会というのは地道にいろいろなことを調査する。例えば男女の共同参画の問題とか国葬儀の問題、それから公文書管理の在り方、国家公務員制度の在り方、警察の在り方、こういうのを、やはり地道に分析して報告書を出したりしているんですよ。やはり常に改革していかなくちゃいけないからね。

——こういうのは公表されているんですか。
〈細田〉 基本的には内部向けの資料として作成されています。財政の在り方についても、あるいは児童・生徒の自殺者の数字とか、はじめの状況とか、要するに子ども対策として、どういうことが大事かというようなことも書いてある。行政改革とかね。こういうことも国会の大事な仕事なんです。

——調査書に目を通されるんですね。

〈細田〉 そうです。やはり世の中の制度というのの一度作るけれど、だんだん実情に合わなくなる

し、不適當な部分がいっぱい出てきますからね。

——そうですね。時代も変わってきますよね。もう一つ、それに付随してなんですけれど、いわゆる議員立法ですよね。行政側から内閣府が出すのと、一方、議員から提案する議員立法ってあるじゃないですか。議員立法って、どれぐらいあるんですか。

〈細田〉 日本は政府提出の法案が多いんですよ。それは政党がいて、政府提出の法案というのは、あらかじめ政党で議論して、それで政府と与党と調整しまして、今の場合は自民党と公明党が、どちらも総務会という、いわば取締役会で法案を了承する。そうすると、与党が了承して初めて内閣が閣議決定する仕組みになっているんですよ。議院内閣制で、そういう仕組みになっているんです。だから与党が一体化して、政府提出法案が、いわば重要法案の九割ぐらい占める。

—— 昨年は政府提出法案は八十三本で八十二本が成立し、そのうち議員立法は二十三本成立しています。しかし実情は議員が発想し



て、こういう法案を作ろうといっ
て進めて、具体的には政府のほう
で案を作ってということが多いん
ですよ。

一例は、中国地方でも芸備線と
か伯備線とか木次線とか山口線と
か、さまざまな鉄道があるで
しょ。あるいは私鉄もある。本当
にお客が少なくなつて、今、非常
に困っているからね。でも維持す
るために地方自治体と鉄道会社、
JR西日本とかが、この線をなん
とかしたいということになつた
ら、提案をして協議をして、そし

て一定の補助も地方公共団体に
出すことができる、そういう法律を
今度の国会で審議しているん
ですよ。地方公共交通の整備の法律が
提案されました。

それも党が中心になつて、いろ
いろ議論して、政府も国土交通
省、鉄道局が知恵を出して、そう
すると法案ができて、法案の骨子
は内閣法制局で審査して、それで
条文を作り上げて、自民党が了承
する、公明党が了承する、そして
必要なものは野党にも説明する。
そしていいねということになつた

ら、閣議決定して法案が提出され
る。本会議で議論して質疑をし
て、また国土交通委員会で審議を
して、それで衆議院を通し、必要
があれば修正する、附帯決議を付
ける、参議院でも同じことをす
る。大体そういう形が基本なん
ですよ。

——議院内閣制の理想型ですね。

〈細田〉 そう。だから今、政府と
各政党、それから国会が、うまく
リンクして機能しているんです
ね。それだけではなくて議員立法
が、どうしてもこれは政府が出せ
ない法律だけれど議員立法しよう

というのも幾つか成立しているん
ですよ。大体、今八対二ぐらい
かな。

例えば私が作った議員立法で、
人口急減対策の法律がある。例え
ば広島県だつて田舎がたくさんあ
るでしょ、人口減るでしょ、そこ
に特定地域づくり事業協同組合と
いうのを作つて人を雇う。これは
議員立法じゃなきゃできないん
ですよ。だけれど、それを作つて、
島根県は今、かなりの市町村で、
人を雇うのに建設業だとか農業だ
とか漁業だとかで雇うのは、今、
大変だから。だから地域おこし組
合で雇つて、農業に派遣して、ま



たは製造業に派遣して、新しい従
事者とか、地方に住む人を増やそ
うと。そういう議員立法に基づい
て数百人の人がインターンウター
ンで、各地方で働いている。そうい
う議員立法もたくさんあります
ね。

——各国でも議員立法による法律
制定・改正が一般的になつてい
るのでしょうか。

〈細田〉 アメリカなどは、ほとん
ど議員立法ですから。ただ、アメ
リカと違うのは、アメリカはどん
な法案でも政党に縛られずに、自
分が賛成のものは賛成、反対のも
のは反対できるという制度で、議
員の独立性がものすごくある。

日本は勝手に、自民党が賛成し
ているのに本会議で反対したり、
そういうことが許されない。その
代わり、もし異論があるなら、あ
らかじめ自分で党の議論のときに
参加して、なぜ反対か主張しなさい
よと。その代わり、党で決まっ
たら全部そのとおり従いなさいと
いう議院内閣制になつている。

だからアメリカだつて、例えば
銃を規制しろというのは、なかな
か通らないでしょ。銃社会で銃を

用いた殺人事件が起こる。だから銃は全面的にやめろと言う人が多いように見えるけれど、やはりそれは丸腰になったら、泥棒のほうが銃を持って入ってくるのに、それを防がないじゃないかという議論で、通らないわけですよ。なぜ通らないかという点、党で決められない。

それから妊娠中絶も同じなんです。中絶というのはカトリック系の人は、みんな絶対反対だから、中絶は殺人であるということ、で、犯罪であるという考えで、州によって違うんだけど、決して中絶をしてはならない。中絶して



もいいようにしようという法律を通そうとすると絶対通らないわけですよ。それは各党で決められないからね。

——党議拘束があるんですね。

〈細田〉 だから、それでなかなか困るのは、今度はLGBT法案とか、男性同士や女性同士でも婚姻届を出したら、それで婚姻は成立するでしょうということ、それに違和感があるって人と、それから、男性同士、女性同士と一緒に暮らして、それを結婚であるという、自由でいいじゃないのという人々に分かれちゃって、これは、なかなか自由投票ってわけにいかない。自由投票を今までにしたのは臓器移植法。

臓器移植法って平成九年に制定され、河野（河野洋平）議長さんのときに改正が行われました。河野議長さんは河野太郎さんから肝臓移植を受けているんだけど、そうしないと彼は命が危ないところだったわけですよ。一方で、臓器移植は脳死という、実際生きてはいるんだけど全く意識がない、脳も動いていないという人から、臓器を生きている人に渡す

と、心臓移植とか肝臓移植、それを認めようというときにもめて、結局、自由投票にしたんですよ。自由投票で認めましょうと。いろいろな条件を付けて、それで通った。それは例外。

党議拘束をかけない法案というのは、今までほとんどないです。その臓器移植法が典型的な例だったね。そうしないと党の秩序が保たれない。だから政府が、総理大臣がやりたいと言った、内閣がやると言っていた法案を、議員がみんな、わしは反対だと言って反対していたらもう收拾がつかない。

——最後に全国には、八万人を超える税理士がいるんですけども、先生から見てどのような存在でしょうか？

〈細田〉 税理士さんは、もう大変な役割になっていきますからね、私も自分の所得税の申告をお願いしています。それから中小企業も含めた、各企業も、やはり税理士さんの専門的な活躍がなきゃ駄目だし、デジタルトランスフォーメーションの時代に、どんどん制度が複雑になるばかりです。又、相続

税に絡んだって、今回、随分改正が行われているでしょ。専門性があるわけだから、ぜひこれからも活躍いただきたいと思っておりますし、その役割は極めて大きいと思います。

つまり、もうデジタルの時代になるってことは、専門家じゃなければ、なかなか分からない時代になっていくわけだからね。だから、それに対応するのも、税理士さんも大変だと思います。

医療費控除とか、マイナンバーも、もつとうまく使ってもらいた





いと思うし、それから法人の場合も、インボイスの制度も含めて、本当に対応が大変ですよ。一応、税理士会との間で中小企業に過大な負担にならない案をつくって、これならよろしゅうございませっていうことになっていますが、実際の中小企業にとってみたら大変なことでしょう。こんな細かいことまで税理士さんにお願ひするのは悪いなと思うけれど、専門家にお願ひする方がよい。所得税や法人税、消費税のインボイスも同じことです。

——ありがとうございます。会長、最後に一言お願いします。

〈会長〉 我々、毎年、先生方に税制改正要望をお願いしているんですが、実際は我々の一丁目一番地の事業というのは、我々の会員に政治意識を高揚させようという事業をすることです。先生方には税制改正しか、なかなかお尋ねしたりお願ひする機会がないということで、政治家の皆さんがどういふことを思っ、て、どういふ考えで政治なり行政をどのようにされてい、るかということ、我々の会員に知らせたいと思います。

こういう企画をやつて、今日お聞きしたことを皆さんに政治をよく理解していただくために、会報を通じまして、広報したいと思つております。本日は、お忙しい中どうもありがとうございました。



議長公邸取材追記

細田議長への取材を無事終了した我々一行は、秘書の方に公邸内をご案内いただくという幸運に恵まれました。

三寒四温を繰り返す中、気温上昇とともに春の訪れを感じさせ、取材日前日のニュースでは上野公園や隅田川で桜が咲き始めたとのこと、公邸の庭園に植樹されているソメイヨシノたちも私たちを歓迎してくれていました。

さて、衆議院議長公邸は国会議事堂のように一般公開されていませんが、敷地内は広く、本館、事務棟、居住棟の三棟で構成されています。秘書の方のお話では、本館は議長の執務場所としてだけではなく、三権の長の一人として国内外の要人・お客様をお迎えする場所として活用されているそうです。邸内は「和」をモチーフとした設えで統一されており、懇談や会食で使用されている数々の会場はどちらも暖色系でまとめられ清潔感があり、そして、絵画や調度品も相応の由縁のあるものを飾られておられ、明るい中にも重厚

さを醸し出していました。（警備の関係で写真を掲載できないのが残念です。）

またどの会場からも、前述の日本庭園を望むことができるなど、四季折々の自然の移ろいと、日本人のおもてなしの心を強く感じる事ができ、貴重な経験となりました。

幹事長 井上 博夫



— 後援会活動に関する記事を掲載しています —

広報委員会

広報委員会では、機関誌「中国税政連」を企画・編集しており、本連盟の活動状況や国会議員のコメントを掲載して、5月、11月、1月の年3回、会員の皆様にお届けしています。

また、1月発行の新年号では「後援会だより」のコーナーを設けて、税政連活動の基盤である後援会の活動状況を掲載しているところです。

後援会の設立や定期総会の開催、議員事務所への訪問や確定申告会場の後援議員の視察実現など、様々な後援会活動がありますが、原稿とお写真をいただければその都度各号に掲載いたします。

後援会活動のPRは税政連活動の活性化にもつながります。

皆様からの原稿をお待ちしています。

小林史明後援会総会と国政報告会 ～福山から日本を変えよう～

令和五年四月二十二日（土）、
税理士による小林史明後援会は福
山市・福山ニューキャッスルホテ
ルにて定期総会を開催しました。
この日福山市内はあるイベントに
より福山駅も大変な賑わいを見
せ、記念すべき十回目の総会を祝
福しているかのようでした。

総会は麻生副幹事長の司会によ
り定刻に開催。定金後援会長が開
会のあいさつの後引き続き議長を
務め、私、占部が議案である事業
報告と事業計画を説明、いよいよ
三番目の議案である役員改選の件
です。十年という節目を迎え、今
回、会長ほか副会長、相談役の変
更が発表されました。発足時から
後援会運営を軌道に乗せるためご
尽力いただいた、定金後援会長、
宮本副会長、藤原副会長、そして
斎藤相談役、本当におつかれさま
でした。

そして、ご来賓を代表して重近

中税政会長から、当後援会は全国
でも模範的な活動を行っている
というありがたいお言葉をいただ
き、次いで井上幹事長から、日頃
近い会員や支部の中に持ち帰り
税政連の活動を紹介していただき
たいとPRがありました。実は、
井上幹事長には急遽説明時間の延
長をお願いしたのです。その理由
はというと：

予定より十分ほど遅れ小林議員
が入場。いつもの笑顔でステージ
に移動され、相棒のノートパソコ
ンをプロジェクトに接続して国
政報告会の始まりです。

先生は、いつも政策の効果を地
元福山の変化に結び付けて図示さ
れます。一枚目のスライドを紹介
し、「今日はここで開催されてい
る『ももクロ』の自治体協同ライ
ブにお邪魔していただきまして予定が遅



くなり申し訳ありません。しか
し、福山もこのようなイベントが
できる土壌が各地で整ってきて、
非常にうれしく思います。」と官
民一体で続けられている取り組み
の効果を冒頭に紹介されました。

国政報告に移り、岸田総理の掲
げる「新しい資本主義」の実現に
は雇用の創出と労働者賃金の増加
が必要であり、引き続きデジタ
ル、スタートアップ、リスクリン
グとダイバーシティが軸となる。

その実現のためには人材育成もさ
ることながら企業自体も魅力と就
労環境を高める必要があるが、福
山ではすでに導入されている企業
が多くある。旧来の考え方では取
り残されるほど社会環境は大きく
変革している。是非、今日の情報
を共有してお客様と地域の発展に

繋げてほしい。福山から日本を変
えて行きましよう」と締めくくられ
ました。

その後懇親会に移り、先生は各
テーブルを回られて熱心に会員か
らの意見・提案に答えられ、未練
を残したまま時間がやってきました。
まだまだ書き足りませんが、
将来の総理候補である先生を、会
員一同これからも応援してまいり
ます。

幹事長 占部 圭祐



確定申告期における無料相談会場視察

■ 赤沢りょうせい後援会

令和五年二月二十三日（木）中国税理士会米子支部では、「税の無料相談会」を米子会場、境港会場の二カ所で開催。赤澤亮正議員

は公務多忙の中両会場に訪問され、相談対応に当たる会員に激励を送られました。

先生は昨年、自民党税制調査会の幹事に就任されたこともあり、税理士制度と税理士の活動について深い理解をいただいています。

後援会長 松本 正福



■ 伊木たかし後援会

令和五年二月二十三日（木）、米子市立図書館で開催した米子支部主催の「税理士記念日無料相談会」に、伊木隆司米子市長が視察に来られました。

伊木市長ご自身も税理士として過去に無料相談会のご経験をお持ちですので、到着後は会場の様子

を熱心に見学され、担当税理士一人ひとりに、ねぎらいの言葉をかけておられました。

後援会長 中村 剛士



予告・第55回中税政定期大会のお知らせ

今年の本連盟定期大会は、令和5年9月16日（土）午後、岡山市・ホテルグランヴィア岡山で開催します。

また、当日の時局講演会は、元財務大臣・前自由民主党税理士制度改革推進議員連盟会長の伊吹文明氏をお迎えし、講演をいただく予定です。

伊吹先生の講演を聴けるまたとない機会ですので、皆様、是非ご予約・ご参加ください。

◎=実現項目、○=一部実現項目、△=検討項目

令和5年度与党税制改正大綱等に取り上げられた建議項目等

項目		分類
重要建議項目		
1.	適格請求書等保存方式の見直し	◎
2.	消費税における非課税取引の範囲の見直し	
3.	基礎的な人的控除のあり方と所得計算上の控除から基礎控除へのシフト	
(1)	基礎的な人的控除の見直し	△
(2)	所得計算上の控除から基礎控除へのシフト	
基本的な考え方		
【所得税】	所得控除の見直し 等	△
【中小法人税制】	事業の存続や新規事業への取組に対する継続的な税制上の支援 等	○
【法人税】	適切な課税ベースの構築 等	
【消費税】	単一税率制度の復活と適格請求書等保存方式の見直し、非課税取引の範囲縮小、基準期間制度の廃止と申告不要制度の創設 等	○
【相続税・贈与税】	資産移転時期の選択に中立的な税制の構築、資産の世代間移転を促進するための税制の構築 等	◎
【地方税】	安定的で偏在性のない地方税制の構築 等	△
【納税環境整備 他】	経済社会の環境変化に対応した納税環境の整備、税務における DX の具体的推進、カーボンプライシングの導入に向けた検討 等	△
【国際税制】	GAAR ではなく個別要件規定による租税回避対応、義務的開示制度導入の慎重な検討と事務負担配慮、国際的な最低法人税率の導入に伴う意図せざる課税を防止する配慮 等	△
【災害対応税制】	災害損失が十分救済される税制の創設、地方自治体での災害税制専担者の育成 等	◎
建議項目		
所得税	1. 公的年金等に対する課税の見直し	△
	2. 医療費控除の見直しと年少扶養控除の復活	
	(1) 医療費控除	
	(2) 年少扶養控除	
	3. 業務用不動産の譲渡損失の他の所得との損益通算制度の見直し	
中小法人税制	4. 事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等の対象拡大	
	5. 年末調整実施の時期及び所得税の確定申告期限の後倒し	
	6. 減価償却における定率法と定額法の選択適用の維持	
	7. 研究開発税制の見直し	
	8. 同族会社の留保金課税制度の廃止	
法人税	9. 受取配当等の全額益金不算入	
	10. 役員給与に係る損金算入規定等の見直し	
	(1) 役員給与	
	(2) 退職給付引当金・賞与引当金	
	(3) 貸倒引当金	
消費税	11. 少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ	
	12. 交際費等の損金不算入制度の要件緩和	
	13. 軽減税率制度の廃止	
	14. 基準期間制度の廃止、小規模事業者の申告免除制度の創設	
相続税・贈与税	15. 簡易課税制度の見直し	
	16. 仕入税額控除制度における「95%ルール」の適用要件緩和	
	17. 取引相場のない株式等の評価の適正化	
	18. 相続税の更正の請求に関する特則事由の見直し	
贈与税	19. 連帯納付義務の廃止	
	20. 法人版事業承継税制（特例措置）に係る対応期限の延長、申告手続等の簡素化	

項 目		分 類
地方税	21. 償却資産に係る固定資産税制度の抜本の見直し	
	22. 個人住民税における出国年に係る所得への課税の検討	
	23. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置の廃止	△
	24. 個人事業税の課税対象事業及び税率の見直し、事業主控除額の引上げ	
納環境整備	25. 税務手続の電子化推進のための環境整備	
	(1) マイナポータルと e-Tax の連携	
	(2) 接続障害が起こった場合の対応	
	(3) 支払調書制度の見直し	△
	(4) 電子帳簿等保存制度の普及	△
	(5) 各税法における電子申告の位置付けの見直し	
	(6) 税理士が代理送信を行う場合の電子署名に関する取扱い	
26. 個人番号制度の見直しと個人事業者番号の導入		
国際税制	27. 相続税に関する租税条約の締結	
	28. 外国税額控除における控除限度超過額等の繰越期間の延長	
	29. 非居住者等から国内の土地等を買受ける場合における源泉徴収義務者の負担軽減	
災害対応税制	30. 「災害損失控除」創設と災害等による相続時精算課税適用財産の価値下落時の救済措置	
	(1) 「災害損失控除」の創設	○
	(2) 相続時精算課税における受贈財産が被災し損失が生じた場合の救済措置	◎
	31. 災害損失特別勘定の損金及び益金算入に関する適用要件緩和	
32. 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和		

[インボイス制度] 建議書以外の要望事項等で大綱に取り上げられた項目

インボイス制度	平成28年改正法附則第52条第1項の経過措置を当分の間維持すること (免税事業者等からの課税仕入れの80%については仕入税額控除できる経過措置の当面の間の維持)	
	現行消費税法施行令第49条第1項の取扱い存置及び帳簿記載のみで仕入税額控除を認めること (請求書等の保存の有無にかかわらず帳簿のみの保存で仕入税額控除を認めること)	◎

建議書以外の要望事項等で大綱に取り上げられた項目

納環境整備	ダイレクト納付について改善を図ること。(電子申告に関する要望事項 e-Tax 編)	○
	地方税共通納税システムの利便性を向上させること。(電子申告に関する要望事項 eLTAX 編)	○

後援会へのご入会について

令和5年5月
中国税理士政治連盟

後援会対策委員会では、本連盟組織活動方針のもと、税理士による国会議員等の後援会づくりを促進するとともに後援会の育成と拡充強化に取り組んでおります。

税理士による後援会は、後援議員を国政に送り出すだけでなく、公正な税制の確立とよりよい税務行政への改善に向け、議員に直接はたらきかけを行うなど、税政連活動の根幹として非常に大きな役割を担っています。その活動を支援するため、当委員会では後援会への入会勧奨を実施しています。

つきましては、入会をお考えの後援会がございましたら、本紙の所定事項にご記入の上、このまま中税政事務局（FAX:082-245-8377）までご返送ください。追って、事務局から参考資料を送付させていただきます。

■ 入会を検討中の後援会（「記入欄」に○印をお付けください。）

後援会名	選挙区等	記入欄	後援会名	選挙区等	記入欄
岸田文雄後援会	広島1区		細田博之後援会	島根1区	
平口 洋後援会	広島2区		高見康裕後援会	島根2区	
斉藤鉄夫後援会	広島3区		石橋林太郎後援会	比例中国	
寺田 稔後援会	広島5区		宮沢洋一後援会	参議院 広島	
佐藤公治後援会	広島6区		江島 潔後援会	参議院 山口	
小林史明後援会	広島7区		北村経夫後援会	参議院 山口	
高村正大後援会	山口1区		まいたち昇治後援会	参議院 鳥取・島根	
林 芳正後援会	山口3区		青木一彦後援会	参議院 鳥取・島根	
あいさわ一郎後援会	岡山1区		片山さつき後援会	参議院比例	
山下たかし後援会	岡山2区		ゆざき英彦後援会	広島県知事	
橋本 岳後援会	岡山4区		村岡嗣政後援会	山口県知事	
加藤勝信後援会	岡山5区		松井一實後援会	広島市長	
石破 茂後援会	鳥取1区		伊木たかし後援会	米子市長	
赤沢りょうせい後援会	鳥取2区				

■ 入会関係書類送付先

氏 名

中国税理士政治連盟役員名簿

令和3年9月

役 職 名		氏 名			
会 長		重 近 實			
副 会 長		藤 中 秀 幸 富 山 敬 介 細 木 貞 彦	伊 藤 博 文 中 尾 修 治 郎		
総 務		海老澤 孝 公 田 中 一 宏	松 田 明		
幹 事 長		井 上 博 夫			
副 幹 事 長		篠 原 敦 子 梶 房 健 介 糸 賀 巧	柳 井 卓 正 岸 本 信 一		
幹 事		高 橋 誠 山 崎 安 造 荒 神 五 師	中 原 教 明 岡 本 倫 明		
委 員 会	政 策 委 員 会	委員長 高 橋 誠	副委員長 近 垣 中 森	藤 内 川 脇	秀 康 健 俊 樹 司 一 樹
	財 務 委 員 会	委員長 中 原 教	副委員長 山 本 忠 生	山 松 本 拓	也
	組 織 委 員 会	委員長 山 崎 安 造	副委員長 桑 原 陽 一	岸 本 充 博	
	広 報 委 員 会	委員長 岡 本 倫 明	副委員長 國 平 敏 朗	楠 部 根 和 幸	
	後援会対策委員会	委員長 荒 神 五 師	副委員長 矢 尾 井 敏 廣	小 泉 尚 志	森 末 英 男 小 谷 昇
会 計 監 事		毛利山 正 行 三 宅 典 夫 川 上 眞 次	星 野 泰 輝 岩 倉 恭 司		
会 計 責 任 者		中 原 教			
推 薦 審 査 会		委員長 藤 中 秀 幸 委 員 富 山 敬 介 重 木 貞 彦 近 實	副委員長 伊 藤 博 文 中 尾 修 治 郎 井 上 博 夫		
顧 問		小早川 隆 幸 国 富 樫 雄 原 田 啓 吾 杉 山 文 成	島 原 順 良 久 保 雅 典 灘 博 明		
相 談 役		齋 藤 慎 悟 桑 原 添 憲 尾 一 男	石 高 雅 美 松 本 正 福		

税理士による国会議員等後援会一覧

令和5年4月22日現在
(順不同・敬称略)

■国会議員 (※「選挙区等」は前回選挙における当選選挙区を示す。)

後援会名	所属政党	選挙区等	事務所			後援会長	幹事長
			〒	住所	TEL		
税理士による岸田文雄後援会	自民	広島1区	730-0003	広島市中区白島九軒町1-14	082-227-3052	山中 伸介	楠部 誠
税理士による平口 洋後援会	自民	広島2区	730-0051	広島市中区大手町3丁目3-6-202	082-245-1928	原田 啓吾	加賀田佳男
税理士による斉藤鉄夫後援会	公明	広島3区	732-0811	広島市南区段原2丁目4-16	082-262-1024	大西 龍夫	西山 健三
税理士による寺田 稔後援会	自民	広島5区	737-0143	呉市広白石1丁目1-6	0823-74-2177	山田 毅美	福島慎太郎
税理士による佐藤公治後援会	立憲	広島6区	722-0014	尾道市新浜1丁目14-31	090-7977-0823	岡村三千男	瀬尾 暁史
税理士による小林史明後援会	自民	広島7区	726-0013	府中市高木町449-4	0847-45-5702	内田 裕之	占部 圭祐
税理士による高村正大後援会	自民	山口1区	745-0807	周南市城ヶ丘2丁目1-31	0834-28-3311	松田 明	合田 賢治
税理士による林 芳正後援会	自民	山口3区	750-0081	下関市彦島倉倉町3丁目16-12	083-266-4009	中尾 友昭	藤上 博之
税理士によるあいさわ一郎後援会	自民	岡山1区	700-0822	岡山市北区表町一丁目10-32	086-223-6261	田中 一宏	岸本 充博
税理士による山下たかし後援会	自民	岡山2区	700-0907	岡山市北区下石井2丁目8-6	086-222-7830	横山 雅一	中川 健一
税理士による橋本 岳後援会	自民	岡山4区	710-0824	倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内	086-425-7290	妹尾 盛司	大内 和明
税理士による加藤勝信後援会	自民	岡山5区	714-0081	笠岡市笠岡5106	0865-62-2613	江原 和之	岡本 章
税理士による石破 茂後援会	自民	鳥取1区	680-0843	鳥取市南吉方2丁目24	0857-30-3001	葉狩 弘一	録澤 哲雄
税理士による赤沢りょうせい後援会	自民	鳥取2区	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	松本 正福	中村 剛士
税理士による細田博之後援会	自民	島根1区	690-0825	松江市学園2丁目18-27	0852-26-1360	矢尾井敏廣	田中 真
税理士による高見康裕後援会	自民	島根2区	691-0001	出雲市平田町983 大島屋ビル3F	0853-31-7450	小汀 泰之	糸賀 巧
税理士による石橋林太郎後援会	自民	比例中国	731-0103	広島市安佐南区緑井2丁目14-5	082-876-2550	上原 博行	荒谷 栄樹
税理士による宮沢洋一後援会	自民	参議院・広島	721-0973	福山市南蔵王町1丁目11-12-101	084-926-0034	齋藤 慎悟	羽原 伸悟
税理士による江島 潔後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士による北村経夫後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	小泉 尚志
税理士によるまいたち昇治後援会	自民	参議院・鳥取島根	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	鶴田 和彦	山本 博敏
税理士による青木一彦後援会	自民	参議院・鳥取島根	693-0014	出雲市武志町1017	0853-21-4539	細木 貞彦	安原 満
税理士による片山さつき後援会	自民	参議院比例	735-0012	安芸郡府中町八幡1丁目4-28	082-284-5714	田村 好孝	椎野 年雅

■地方公共団体

税理士によるゆざき英彦後援会	無所属	広島県知事	731-0101	広島市安佐南区八木2丁目12-34 税理士法人上原会計内	082-873-3731	川本 泰清	上原 博行
税理士による村岡嗣政後援会	無所属	山口県知事	740-0017	岩国市今津町2丁目14-15	0827-24-4030	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士による松井一實後援会	無所属	広島市長	730-0002	広島市中区白島中町9-13	082-227-8882	杉山 文成	大場 史郎
税理士による伊木たかし後援会	無所属	米子市長	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	中村 剛士	播間 光広

『優Youプラン』ご加入のおすすめ

中国税理士協同組合では、「日本税協連福祉社会生命共済制度」である「優Youプラン」への加入を推進しています。

今年度（令和4年8月～令和5年7月）は、当組合が推進重点地区に選定されています。

最高ランクのスケールメリットを活かした大型保障！
税理士・従業員の皆様へ 確かな保障を！

保障内容 死亡保険金 または 高度障害保険金

掛金が安い！

全国の税理士・税理士事務所職員限定の保険で、**2万人以上が加入**しているからこその・・・

最高ランクのスケールメリット ◆

配当還付率が高い！

令和3年度は **47%（実績値）**

※配当金が還付されるので、**実質掛金は更に軽減**されます。

事務所一括加入型！

審査は告知のみで**手続き簡単**♪

事務所が負担した従業員の掛金は、**全額損金（必要経費）**

死亡保険金受取

死亡保険金は、「加入者の相続人50%、残り50%は弔慰金等を目的として」事務所が受取ります。

加入可能年齢と保険金額

15～70歳 最高保障保険金額 **6,000万円！！**
 71～75歳 新規加入（増額含む）の上限 **3,000万円**
 76～80歳 更新継続加入者の上限 **1,500万円**

【内容に関するお問合せ】
 日本税協連福祉社会事務局
 （電話 03-5740-0920）

中税協『優Youプラン』推進策

【実施期間】令和4年8月1日～令和5年7月31日まで

①紹介税理士（組合員）

※紹介した税理士が加入した場合のみ

5,000円分のギフトカード

②新規加入・追加・増額

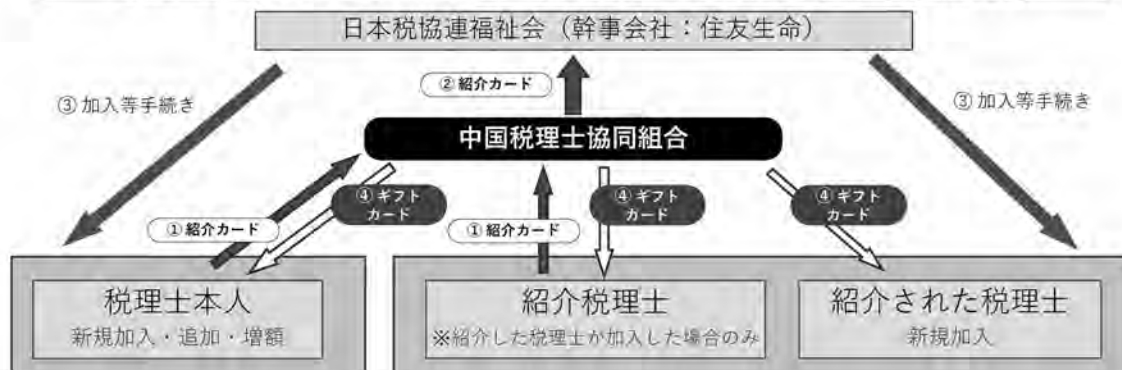
5,000円分のギフトカード

③支部奨励策

目標保険金額達成率	奨励金
100%以上	5万円
150%以上	7万円
200%以上	10万円
300%以上	15万円

必ず「ご紹介カード」をご利用ください

★「ご紹介カード」は中国税理士協同組合ホームページからダウンロードしてください。【契約成立が該当条件です】



書籍サイトOPEN記念キャンペーン

新規会員登録で

5,000 PT

プレゼント!!

キャンペーン期間 2023年4月1日(土)～6月30日(金)

事前登録ポイントプレゼントキャンペーンとは?

当書籍販売サイトに新規会員登録していただいた組合員・賛助会員の方に
サイト内で利用できる**5,000円分**のポイントをプレゼントします。

※キャンペーン期間終了後は3,000円分のポイントプレゼントとなります。
ぜひこの期間中に会員登録をお願いします。

ポイントのご利用イメージ

<p>POINT 01</p>  <p>購入商品を選択 商品をカートに入れ購入手続きに進みます。</p>	<p>POINT 02</p>  <p>利用するポイントを選択 内容確認ページで、利用したいポイント数を入力し、「ポイントを利用する」をクリックします。</p>	<p>POINT 03</p>  <p>ポイント割引と還元 ポイント分値引きされた金額が表示されます。また、購入時にもポイントが付与されます。</p>
---	---	--

●注意事項

- ※ポイントの利用期限はありません。ただし本サイトの会員サービスから退会されるとポイントは消失します。
- ※ポイントの利用・還元は本サイトのみです。
- 出版社への直接のご注文(オンラインサイトを含む)及び中国税理士協同組合の書店での購入にはポイントの利用やポイントの付与はできません。
- ※ポイントの換金及び他のサービスへのポイント移行はできません。

書籍販売サイトのご登録はこちらから

お問い合わせはこちら

☎ 082-246-0088

中国税理士協同組合

営業時間 9:00～17:15(土日・祝除く)

〒730-0036 広島市中区袋町4番15号



人間ドックを受けましょう!

健康だから仕事ができる
皆様の健康管理のお手伝い

人間ドックを受診された方に

助成金を交付します!

申請は受診から3カ月以内に!

人間ドック、健康診断、脳ドック、PET 検診、地域の特定健康診査・特定検診を受けた方は、受診から3カ月以内に、「健康管理助成金申請書」に領収書(写)を添付して、中国税理士協同組合に請求してください。

～ 中国税理士協同組合は、人間ドックの定期受診を推奨します ～



中国税理士協同組合

税理士VIP代理店 キャンペーン

全税共・中税協からギフトカードをプレゼント!

第24回税理士VIP代理店 推進キャンペーン (Z1)

税理士事務所のVIP代理店推進

- 対象 税理士会会員
- 期間 令和5年1月1日~12月31日
- 奨励基準 期間中に税理士VIP代理店登録した者 *乗合代理店登録を含む
全税共からギフトカード 1万円 + 中税協からギフトカード 1万円

さらに!

登録後、6ヵ月以内に
1件以上の契約があった場合
プラス1万円

【地域(支部)奨励策】
上記1件につき、所属地域に
奨励金1万円

第23回税理士VIP代理店 業績キャンペーン (Z2)

優績代理店にギフトカードをプレゼント!

- 対象 税理士VIP代理店
- 期間 令和5年4月1日~12月31日
- 対象契約 期間中に成立した全税共扱いの保険契約
- 表彰基準及び賞品

賞名	表彰基準	賞品
全税共から ドリームA賞	月額保険料100万円以上	10万円ギフトカード
ドリームB賞	月額保険料50万円以上	5万円ギフトカード

*ドリームA賞・ドリームB賞は他社との乗合の合計額とする。

賞名	表彰基準	賞品
中税協から 中税協特別賞	月額保険料50万円以上	5万円ギフトカード
中税協理事長A賞	月額保険料20万円以上	3万円ギフトカード
中税協理事長B賞	月額保険料10万円以上	1万円ギフトカード

*全税共・中税協の各賞は重複表彰あり。*営業職員との共同募集形態の場合は、原則として半額を計上する。
*VIPの年払契約の場合は1ヵ月分(12分の1)を計上する。*全税共年金の一括払いの保険料は100分の3を計上する。
*他契約(全税共扱い以外の契約)からの変更も業績の対象とする。

税理士VIP代理店の資格

- 一般代理店になる場合(特定1社専属の募集代理店)
一般課程試験に合格すること
- 乗合代理店になる場合(複数社の募集代理店)
一般課程試験に合格した保険募集人が2名以上
いて、その中に専門課程試験に合格した教育責任者及び業務管理責任者がいること



※中税協から各生保にキャンペーン入賞者氏名の情報公開を依頼します。情報公開を希望しない方は、該当生保にお知らせください。



ニチイの家事・育児・自費介護サービス

Nichii Life のご案内

ご両親のために

遠方に住む
高齢の両親が心配。
買い物好きな
両親に付いていく
時間がない。



お子さまのために

塾の行き帰り
子どもだけでは心配。
子ども一人で
お留守番は
大丈夫かしら。



お母様のために

赤ちゃんの
お世話で大変...
お掃除や洗濯を
手伝って欲しい。



ご自身のために

仕事が忙しく
家事が
疎かになって
しまっている。



ニチイライフがあなたやご家族の生活をサポートします。

高齢者・障がい者ケアサービス

介護保険では対応できない
「話し相手」や「外出の付き
添い」をお手伝いします。

お子さま安心サービス

仕事や用事のために親御さん
が留守をすることの多い
ご家庭で、お子さまを見守り
ながらの家事や塾への送迎
をいたします。

産前産後サービス

体調が変化する妊娠中や、慣
れない育児で生活リズムが変
動する出産直後のお母さんの
家事・育児をお手伝いします。

お掃除代行サービス

専用洗剤を使ったお掃除だ
から、日頃のお掃除では行き
届かない水まわり、レンジま
わりもきれいに仕上げます。

*** ** 中国税理士協同組合様 優待内容 *** **

契約法人の従業員様とご家族様だけに特別優待価格でご提供いたします。

優待
内容

①デビュープラン
スタッフ1名
1.5時間 **3,980円(税込)** 「どんなサービスか利用してから契約したい」という方おけに、
1住所1回限りの特別価格でサービスをご利用いただけます。

②スポットプラン **5%OFF** お客様のご希望に合わせて、1回からご利用いただけるプランです。

③定期プラン **5%OFF** 月1回以上または週一回以上、定期的にご利用いただけるプランです。

※(スポットプラン)、「定期プラン」については、各地域料金から5%OFFになります。 ※上記優待内容は全サービス対象

ご利用方法

お電話かウェブでのお申込み後、担当のエリアマネージャーから連絡があります。

◆ お電話からのお申込み

ニチイお客様センターへお電話し、法人ID【0819】を伝えてください。

Tel: 0120-212-295 【年中無休・24時間対応】

◆ ウェブサイトからのお申込み (<https://www.nichiiweb.jp/kaji/order/>)

ニチイライフホームページにアクセス (右記QRコードからも可能です)。

→ 【お見積り・お申し込み】から、お申込みフォームに必要項目と
法人名【中国税理士協同組合】・法人ID【0819】を入力してください。



中国税理士政治連盟の皆様へ

新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の

「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、

加入者の皆様によって支えられています。

下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁

税理士
団体保障

個人単位で加入できる
団体定期保険

団体介護保障

要介護2以上で
介護一時金支給

選べる
医療保障
マイセレクト

入院通算1,095日
まで保障

所得補償

病気やケガによる
就業不能をカバー

にちげいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら



去る三月十七日（金）、衆議院公邸で衆議院議長の細田博之議長に本号の特別企画のための取材をさせていただいた。細田議長はご存じのように、島根県選出の衆議院議員で、現在は党籍を外れているが自民党税調のインナーとして活躍された税の専門家である。

首相官邸には以前見学に行ったことがあったが、議長公邸は通常見学ができないので得難い経験であった。赤坂見附の駅から小高い丘が上がったところに、重厚で広大な敷地が現れ、緊張した面持ちで入門した。公邸の南側にはブルデンシヤルタワーがそびえたっていたが、こちらは一九八二年に大惨事火災となったホテルニュージャパンの跡地とのこと。

ちょうど桜が咲き始めた時期で、議長公邸の庭園にソメイヨシノが品よく位置していた。

インタビュウでは、議員内閣制と法律ができるまでの過程、財政の健全化と税理士会への期待など、高い見識に触れ、あっという間の一時間であった。健康に留意され、ますますの

ご活躍を期待するものである。

岡本 倫明

確定申告も、昨年の通信障害などなく、無事終了しホットしているところである。

そんな中、WBC大会で、日本が優勝。少し寝不足になったが、毎試合ハラハラしながらテレビ観戦していた。

また、マスク着用は三月十三日を境に、「個人判断」へと緩和された。当事務所も、事務所内は個人判断に、顧問先にはマスク着用と、とりあえず四月決算が終わる六月末まで、運用すると決定した。

桜も満開で気持ちもウキウキ、先日マスクを外し、鏡で自分の顔を見ると、少し口角が下がり、暗めの顔に……

口角を上げる（笑顔になる）と、①印象が良くなる②人間関係が良くなる③フェイスラインがスッキリする④ストレスが解消する⑤ポジティブ思考になる⑥集中力が高まる⑦免疫力がアップするなどの効能があるらしい。

とりあえず、六月まで毎日口角を上げるため、割り箸を口にくわえてトレーニングしている

日々である。皆さんもご一緒に……

國平 敏朗

令和五年四月九日から四月二十三日の日程で四年に一度の統一地方選挙が実施された。私の住まいである広島県広島市においても広島市長選挙、広島県議会選挙、広島市議会選挙があり、投票に行ってきた。

今回の選挙は、河井事件の影響を大きく受けた選挙でもあった。参院選を巡る大規模買収事件により辞職した地方議員も多く、新顔の立候補が目立った。また、在宅起訴されながら五人が立候補し、内四人が当選した。この四人については、今後の公判において罰金刑以上が確定すると五年間の公民権が停止され失職することとなる。金銭の受領が買収の目的だったのか寄附だったのかを争っているようであるが、今後の公判が注目される。

楠部 誠

しばらくすると梅雨の時期を迎えます。

梅雨は晩春から盛夏への季節が移り変わる時期に、雨や曇り

の日が多く現れる季節現象です。梅雨前線が、南北に移動を繰り返しながらゆっくり北上します。

梅雨の入り明けには、平均的に五日間程度の移り変わりの期間があります。

気象庁では現在までの天候経過と一週間先までの見通しをもとに、梅雨の入り明けの速報を「梅雨の時期に関する気象情報」として発表しています。

また、速報とは別に、梅雨の季節が過ぎてから、春から夏にかけての実際の天候経過を考慮した検討を行い、確定値を発表しています。

令和四年の中国地方の梅雨入りは六月十四日頃（平年より八日遅い）、梅雨明けは六月二十八日頃（平年より二十一日早い）でした。

梅雨前線が停滞して活発化すると、大雨で災害が発生する反面、夏期の渇水に対しては恵みの雨でもあります。梅雨の時期は、大雨による災害が起こりやすくなります。河川の氾濫や土砂災害に備え、指定緊急避難場所を再確認したいと思います。

山根 和幸